

16 | ホテル又は旅館の客室

基本的考え方

楽しく快適な旅をするには、ホテルや旅館等の宿泊施設において、誰もが安全かつ安心して滞在できる環境整備が必要である。

車いす利用者、視覚・聴覚障害者等に十分配慮した客室を一箇所以上設けるとともに、それ以外の客室についても、高齢者や障害のある人等の利用に配慮した段差解消や手すり等を整備することが望ましい。

整備基準

ホテル又は旅館の客室

解説図

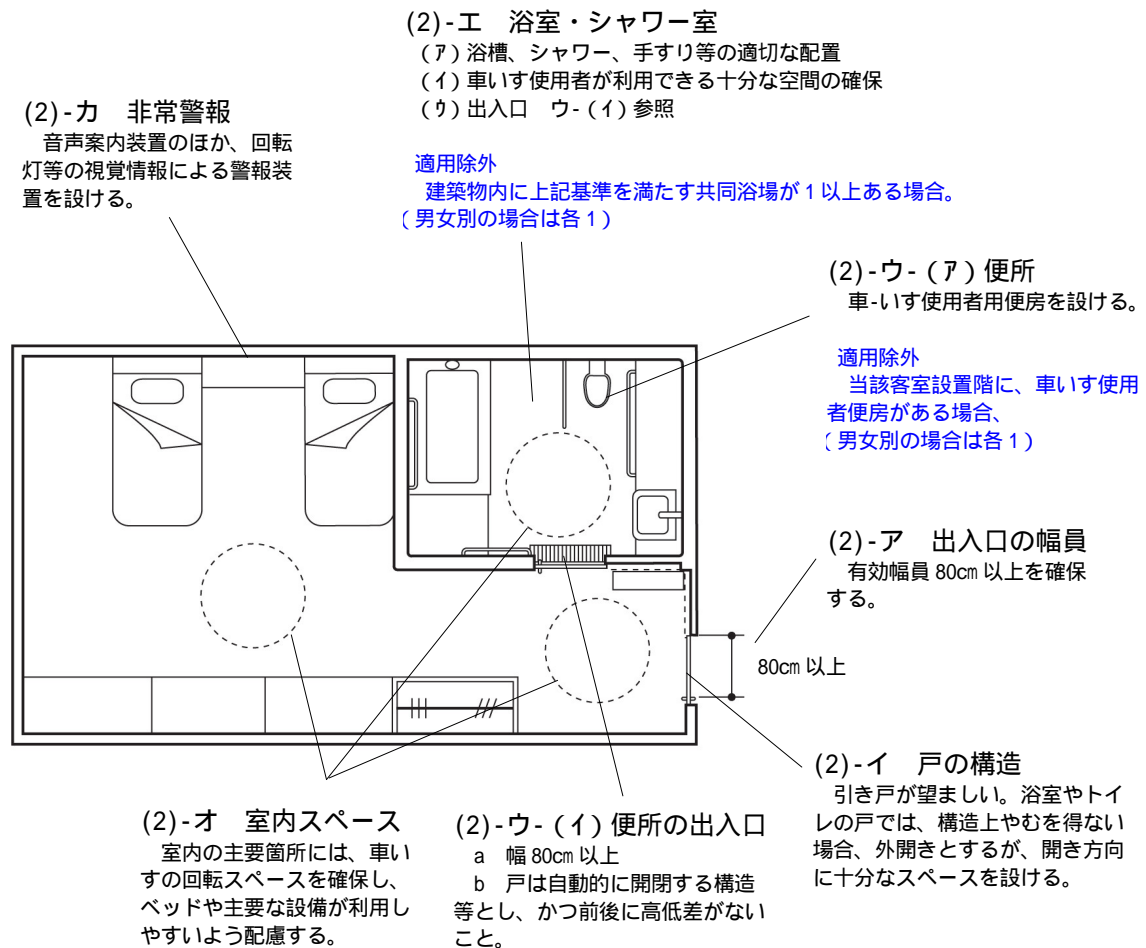
- (1) 別表第1の1の表7の項の公益的施設で客室の総数が30以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものであること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。
 - (ア) 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
 - (イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす利用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - エ 浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。
 - (ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
 - (イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - (ウ) 出入口は、ウ(イ)に掲げるものであること。
 - オ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。
 - カ 室内には、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設けること。

図 16-1
車いす利用者等の
客室

整備基準の解説

(1) 客室の総数が 30 以上あるホテルや旅館は、「車いす使用者用客室」を 1 以上設ける。

図 16-1 車いす利用者等の客室



動作特性

ここでは、高齢者や障害のある人等の起居動作をピクトグラム（絵文字）で表わし、後述の「設計上の配慮事項」において動作特性別、設計箇所別の配慮事項を示している。

立位移乗による杖歩行者の起居動作

・ベッドの手すりを利用し、まひのない側に起き上がって立ち上がる。



立位移乗による車いす使用者の起居、移乗動作

・ベッドの手すりを利用し、まひのない側に起き上がり、いったん立ち上がって車いすに移乗する。



座位移乗による車いす利用者の起居、移乗動作

・ベッドに対して車いすをほぼ平行に配置し、横にずって移乗する。




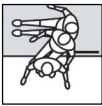
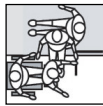
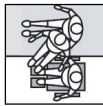
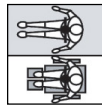
介助移乗による車いす利用者の起居、移乗動作（リフト利用による介助）



・一人の介助者でも移乗できるよう、リフトを用いて介助する。



設計上の配慮事項(動作特性格)

ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

設計 図内 の 番号	肢体不自由 	
	立位移乗	座位移乗
	杖歩行	歩行器等
	車いす(自走車いす・電動車いす・介助用車いす等)	
		
		
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 出入口は、有効幅員 80cm 以上を確保する。出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径 150 cm以上)を設けることが望ましい。通路は段差をなくし、戸の構造に配慮する。 客室入口には、高齢者や障害のある人等がわかりやすいような部屋番号、室名等を表示する。 	
洋室	ベッド	<ul style="list-style-type: none"> 車いすからの移乗を考慮し、昇降式ベッドの設置が望ましいが、無理であれば、マットレス上面の座面の高さを 40~45cm 程度とする。 ベッドの下部に車いすのフットサポートが入るものとし、手すりの設置が可能なベッドが望ましい。
	床の表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 濡れても滑りにくく、かつ転倒の際の危険防止に配慮する。 毛足の長いじゅうたんは、移動に支障があり、転倒の原因にもなりやすいので避ける。
	スペース	<ul style="list-style-type: none"> ベッド側面には、車いすの回転スペースを確保する。
	リフト	<ul style="list-style-type: none"> 移乗を考慮したリフトの設置が望ましい。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ベッド上で点滅できるものとする。
	コンセント、スイッチ類	<ul style="list-style-type: none"> 立位および車いすでの操作がしやすい高さ(40~110 cm程度)及び位置とし、ベッド上でも操作できることが望ましい。
	収納棚	<ul style="list-style-type: none"> 立位および車いすでの使用に適する高さ(下端 30 cm程度)及び位置とすることが望ましく、車いすのフットサポートが進入できるものが望ましい。
和室	<ul style="list-style-type: none"> 客室内に和室を設ける場合は、車いすから和室へ容易に移乗できるように、高さや手すりの設置等に配慮する。 	
客室内の便所、浴室、洗面所	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者にも利用しやすい環境とする。「12 便所」2-74 頁、「13 洗面所」2-86 頁、「15 浴室」2-100 頁参照。 障害によって、左右の使い勝手を選択できるよう、各部屋にバリエーションをもつことが望ましい。 	
補助犬対応	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬(介助犬)のリードフックやえさ用のボール等の貸出、排泄場所の確保等を考慮する。 	
緊急通報装置	<ul style="list-style-type: none"> 室内、便所、浴室の主要箇所に設けることが望ましい。 	

設計 図内 の 番号	視覚障害 	聴覚障害 
	見えにくい(弱視/色盲) 見えない(全盲)	聞こえにくい 聞こえない
客室表示	<ul style="list-style-type: none"> 客室入口には、点字(墨字併記)、凸文字、触知図等による表示を行う。 	
開錠、施錠	<ul style="list-style-type: none"> カードキーを円滑に利用することが困難なため、開錠、施錠が音等でわかることが望ましい。 	
コンセント、スイッチ類	<ul style="list-style-type: none"> スイッチ類を設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する事が望ましい。 	
補助犬対応	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬(盲導犬・聴導犬)のリードフックやえさ用のボール等の貸出、排泄場所の確保等を考慮する。 	
緊急通報装置		<ul style="list-style-type: none"> フラッシュライト及びバイブレーターにより情報伝達する非常警報装置を設置または貸出する。
振動呼出装置		<ul style="list-style-type: none"> ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、戸を半開きにして眠ることが多いが、プライバシーや防犯の点から、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる福祉用具を設置または貸し出す。
FAX等の設備		<ul style="list-style-type: none"> 電話器に聴覚障害者ダイヤルや点滅灯付音量増幅装置、FAX等を設けることが望ましい。
文字放送対応テレビ		<ul style="list-style-type: none"> 客室内にテレビを設置する場合には、文字放送に対応できるものとする。

設計上の配慮事項(設計箇所別)

ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

多機能客室

杖歩行	車いす(立位)	車いす(座位)	車いす(介助)

・車いす対応客室の数は、次の式により一箇所以上確保することが望ましい。

A 200 の場合 : $A \times 1/50$

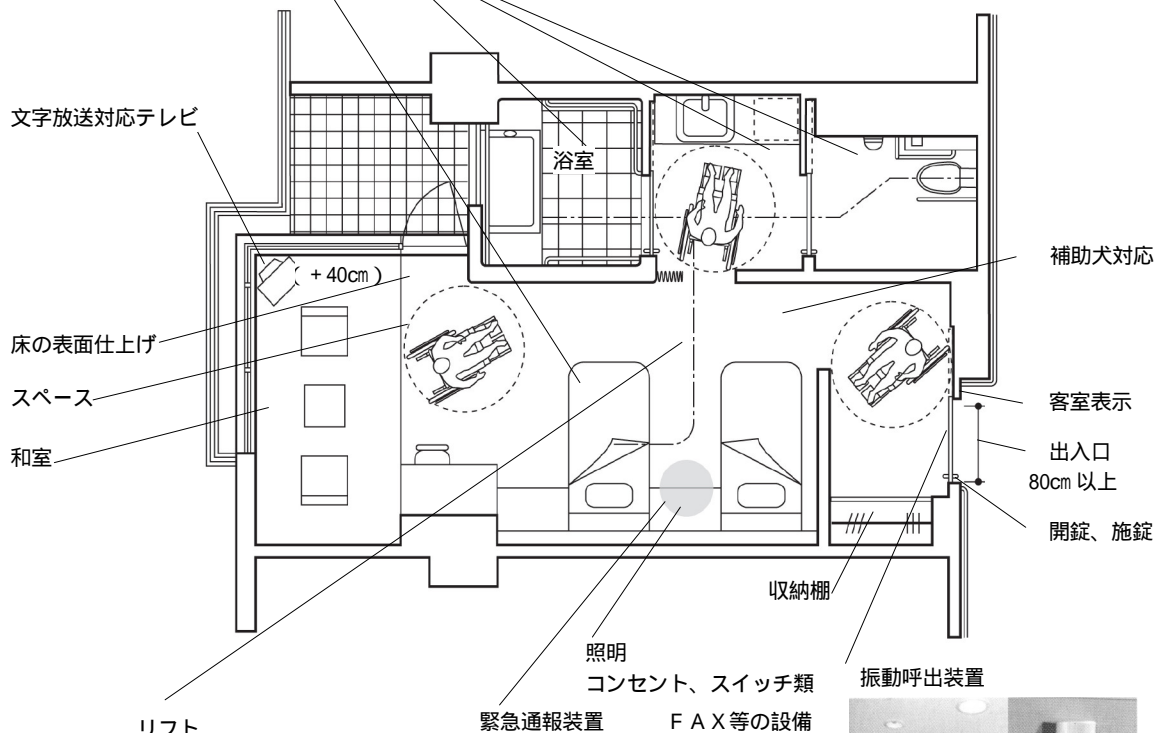
200 < A の場合 : $A \times 1/100 + 2$ (A : 客室の総数)

12 便所 2-74 頁、15 浴室 2-100 頁
13 洗面所 2-86 頁参照

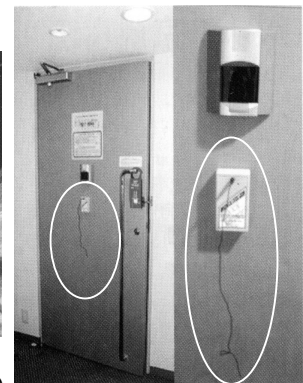
ベッド



客室内の便所、浴室、洗面所

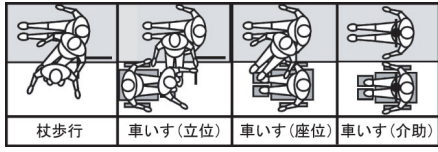


FAXもできる電話筆談機
(フラッシュランプパイプレーター付)



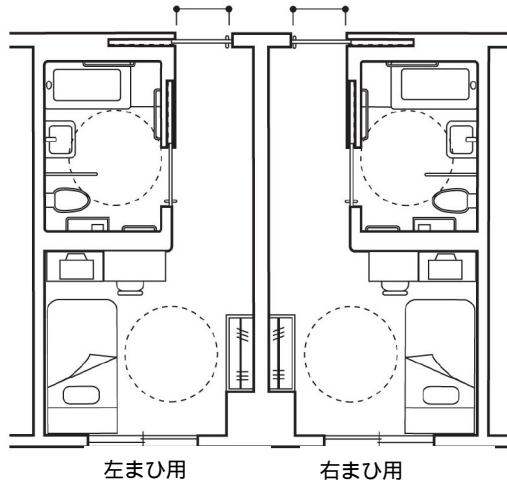
車いす対応客室

- ・右まひ用、左まひ用のそれぞれに対応できる客室であることが望ましい。



80cm以上 80cm以上

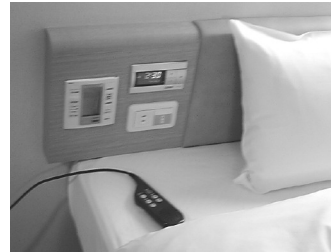
トイレの出入口



クローゼット

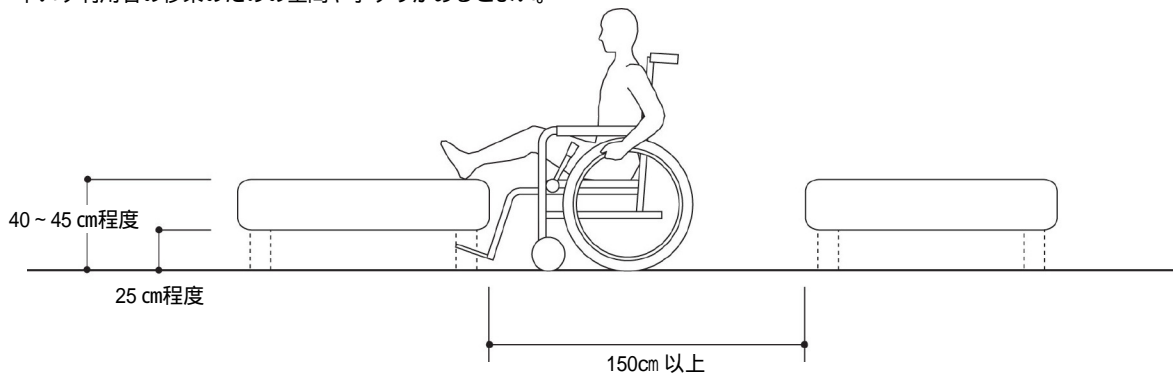


スイッチ類、リモコン



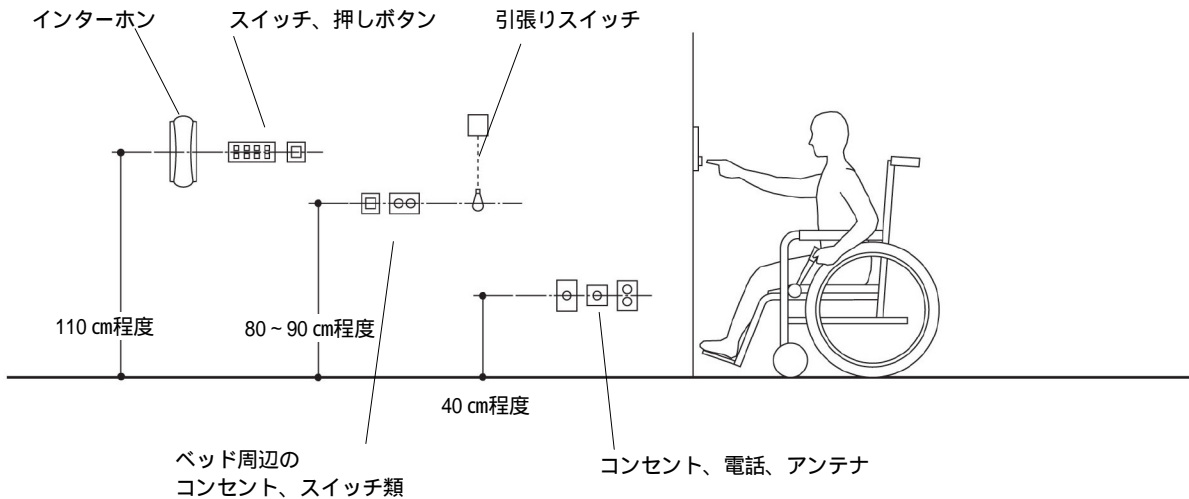
ベッドの仕様

- ・車いす利用者の移乗のための空間や手すりがあるとよい。



スイッチ等の高さ

- ・車いす及び立位での操作のしやすさに配慮し、スイッチ等の高さは、40~110cm程度の範囲内とすることが望ましい。
- ・鍵は上下2箇所に設ける等工夫する。



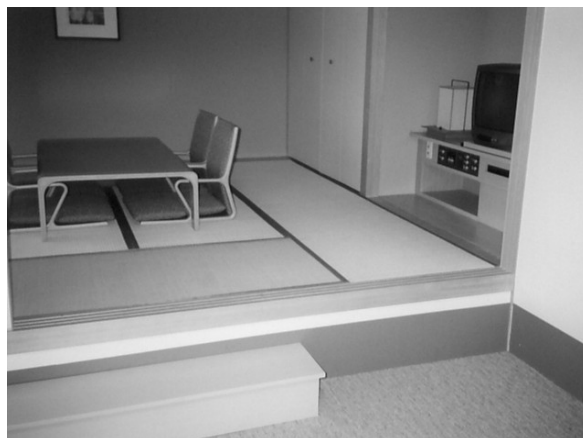
整備事例

手すりがあるベッド



- ・ベッドに手すりが設置してある。
 - ・ベッドの下部に車いすのフットサポートが入る。
 - ・ベッド上でスイッチ操作ができる。
- (ビッグ・アイ・大阪府堺市)

和室



- ・車いすから移乗しやすい高さの和室が整備されている。
- (ビッグ・アイ・大阪府堺市)

便所、浴室



- ・出入口の有効幅員が80 cm以上あり、段差がない。
- ・便所と浴室の要所に手すりがあり、移乗しやすい高さのベンチがある。(アイビーフラッツ・福岡県久留米市)

連続した手すりのある浴室



- ・出入口から浴槽まで連続した手すりがある。
 - ・浴槽には、適切な高さで広さのベンチが設置してあるほか、スツールも用意してある。
- (アイビーフラッツ・福岡県久留米市)

管理、人的対応の留意事項

- ・宿泊機能を持つ施設では、設備の充実はもとより、(社)日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」等を参考に、従業員による人的対応にも十分心がける。

